

議員提出議案第 6 号

経口中絶薬の承認審査にあたり、女性を守るための総合的な検討を求める  
意見書

上記の議案を提出する。

令和5年3月15日

提出者 立川市議会議員 頭山太郎  
山本みちよ  
山本洋輔  
大沢純一  
若木早苗  
伊藤大輔

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定による。

経口中絶薬の承認審査にあたり、女性を守るための総合的な検討を求める意見書

外科的な手術をせず飲み薬で人工妊娠中絶ができる経口中絶薬は、世界保健機関(WHO)もその安全性を認めており、広く使用されるべき薬として必須医薬品に指定されています。現在、約80の国及び地域で使用されていますが、これまで日本では認可されておらず、2021年12月、英国の製薬会社が日本で初めて厚生労働省に承認を申請しました。

経口中絶薬を用いての中絶は、医学の進歩であり、これまで用いられてきた吸引法やそうは法と比較し、母体にかかる負担を軽減できる他、中絶のみならず流産した際にも使用できる点で優れており、市民団体の署名活動により4万人分余りの署名が厚生労働省に提出される等、待望する声が多くあります。経口中絶薬の承認によって女性が自分の健康を守る上での選択肢が広がることは、女性の自己決定権の尊重にもつながります。

一方で、服用により多量の出血や副作用が起こるリスクも指摘されています。また、経口中絶薬の承認により、「薬で簡単に中絶できる」という捉え方をされるようになるのではないかという懸念が生まれます。そのため、経口中絶薬の承認により望まない妊娠を防ぐための対策も必要です。厚生労働省の専門部会は1月27日、人工妊娠中絶薬のための飲み薬「メフィーゴパック」について、製造販売の承認を了承しました。社会的関心が高い薬のため、厚生労働省はパブリックコメントを実施し、部会の上部組織である薬事分科会に諮った上で承認可否を判断することです。判断の際には女性の健康を守るための総合的な検討を行うことを求めます。

よって、立川市議会は政府及び国会に対し、下記の事項について実現するよう強く求めます。

## 記

- 1 経口中絶薬の処方にあたり、女性の健康を守るための十分な説明と精神的ケアを行うこと。
- 2 処方後の健康管理も含めた医療提供体制の整備を行うこと。
- 3 望まない妊娠を防ぐための包括的性教育や相談体制をさらに強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年3月15日

立川市議会  
議長 木原宏